

中小企業における経営承継の円滑化に関する法律「経営承継円滑化法」をご存知ですか

事業承継の問題については、既に準備が進んでいますか。

今回、市原商工会議所サービス部会では、事業承継時の経営承継円滑化法に関する講習会を企画させていただきました。円滑法の認定をうけている場合において、事業承継税制では後継者が相続や贈与によって取得した自社株式等について、後継者の事業継続などを要件として相続税・贈与税の納税が**猶予・免除**される制度です。子や親族に限らず、親族外承継でも適用できるなど、事業承継・後継者問題に課題を抱えている中小企業者に必見の講習会です。

講演内容

<第一部>

1) 事業承継税制の活用

自社株式（非上場株式等に限る）の贈与税・相続税について、一定の要件のもと、**その納税を猶予し**、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が**免除される制度**です。

<第二部>

1) 経営者保証を不要とする制度

- ・事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則ができました。
- ・一定の要件のもと、経営者保証を不要とする「**事業承継特別保証制度**」ができました。

2) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの活動について

講師紹介

第一部

株式会社クオリス、税理士事務所クオリス
代表 **村本 政彦 氏**

組織再編（会社分割・合併・株式交付・株式交換・株式移転・現物分配など）や事業承継税制、相続などを専門とする税理士事務所

第二部

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

Google meetによるオンライン受講も可能です。
オンラインで受講される方には
開催前に案内メールをお送りします。

ご参加の皆様へお願い

- ①マスク着用でのご参加
- ②検温・消毒・換気の実施
- ③座席間隔の確保

■開催日時：令和3年 11月22日(月) 14:00～16:00

■会場：サンプラザ市原 市原市五井中央西1-1-25

■参加費：無料 ■定員：20名

■主催：市原商工会議所（サービス部会主幹） TEL：0436-22-4305

■後援：市原市

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止になる場合がございます。

..... 切り取らずに そのままFAXしてください

FAX: 0436-22-4356 Eメール: seminar@i-cci.or.jp 市原商工会議所 講習会担当者 行

「事業承継円滑化法講習会」受講申込書

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
Eメール		参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> オンライン ※どちらかにチェックを入れて下さい
受講者名①		受講者名②	

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

※天災、交通ダイヤの乱れ、講師の病気等の事情により講師の変更、中止または延期となる場合があります。